

## 労働災害・公務災害不服審査制度の改悪に反対し被災者・遺族本位の審査を求める決議

政府は、行政不服審査法「改正」案、労働保険審査官及び労働保険審査会法と地方公務員災害補償法「改正」案を昨年（第169国会）に提出しましたが、継続審議となり、今年の7月、第171国会で衆議院解散とともに廃案となりました。

これらの「改正」案は、「簡易迅速な救済の確保」のために「審理の1段階化」をはかるとしていますが、現在2段階である労働災害、公務災害の不服審査を「中央に1段階化」するもので、被災者・遺族の不服審査請求権を行使する機会をたったの1回に制限する改悪案です。また、各地（都道府県および政令市）で行われていた審査が、東京にある労働保険審査会、または、基金本部審査会でしかできなくなることは、これらの機関に全国の審査事案が集中されることになり、法改正主旨に反して「簡易迅速な救済」は、かえって不可能になり、不十分な審査になるばかりか、地方の被災者・遺族にとっては、審査を請求することや、出席して意見を述べることなどの権利行使が制限されることが懸念されます。

私たちはこのような「改正」法案に反対し、東日本（東京）、西日本（大阪）で「労働災害不服審査制度のあり方を問う」シンポジウムを開催しました。さらに日本労働弁護団、過労死弁護団全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議とともに「労災保険審査制度および公務災害審査制度の大改悪に反対する緊急アピール」を発表し、政党・議員への廃案を求めるファックス運動、国会請願署名運動などにとりくみました。これらのたたかいにより「改正」案を廃案としたことは大きな成果ですが、新政権がこの法案をどう扱うか今のところ明らかではありません。

私たちはこの法案が再提案されることに反対します。さらに、基金支部審査会を廃止せず、労災保険も都道府県段階に第三者性を確保した審査機関を設置するよう求めます。また、公正な判断が行われ法改正の主旨である「簡易迅速な救済」が確保されるように、各段階の審査機関の体制・機能を充実し、申請人が審査機関に十分意見を述べることができ、被災者・遺族、代理人などの意見を尊重して十分な調査や審議を行い、迅速に結論を出すことができる被災者本位の民主的なシステムの構築を求めます。

以上を実現するために奮闘することを誓い、決議します。

2009年12月4日

働くもののいのちと健康を守る全国センター第12回総会